

【県からのお知らせ】令和8年4月から、 県税を取り扱う窓口の名称が変わります

日頃は、本県の税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和8年（2026年）4月から、徳島県の組織再編に伴い、これまで県税事務を取り扱っていた各庁舎（窓口）の名称が変更になります。
※各種県税の手続きは、これまでと同様です。

○窓口名称の変更一覧（令和8年4月1日より）

現在、県税事務を行っている県内7つの庁舎の名称が、以下のとおり変更となります。

現在の名称（令和8年3月まで）		→	新しい名称（令和8年4月から）	
東部県税局	徳島庁舎		県税局	徳島支所
	吉野川庁舎	吉野川支所		
	自動車税庁舎	自動車税支所		
南部総合県民局 （地域創生防災部）	阿南庁舎	阿南支所		
	美波庁舎	美波出張所		
西部総合県民局 （地域創生観光部）	美馬庁舎	美馬支所		
	三好庁舎	三好出張所		

💡 なぜ組織・名称が変わるのか？

徳島県では、地域や県庁組織の将来像を見据えた行政改革の一環として、「集約化等による生産性向上」と「現場主義での組織機能向上」のバランスが取れた組織体制を構築するため、組織再編を行います。

その一環として、県税事務についても、県内全域でよりスムーズかつ統一的な対応ができるよう、連携体制を強化することといたしました。これに伴い、これまでの東部県税局等を再編して新たに「県税局」を設置し、各庁舎を「支所」や「出張所」へと刷新いたします。

組織体制や庁舎の名称は変わりますが、窓口での各種手続きはこれまでと同様に行うことができます。今後も県民の皆様により良いサービスを提供できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

徳島県企画総務部税務課企画担当
電話：088-621-2076

◆県税についてのお問い合わせ先（令和8年4月以降）

	支所等	事 項	電話番号	所 在 地	管 轄 区 域
県 税 局	徳島支所	納税、納税証明	(088) 626-8812	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	徳島市・鳴門市・ 小松島市・勝浦郡・ 名東郡・名西郡・ 板野郡
		徴収	(088) 626-8830		
		課税(個人事業税等)	(088) 626-8841		
		課税(不動産取得税)	(088) 626-8851		
		課税(軽油引取税等)	(088) 626-8862		
		県税関係 (※鳴門総合サービス センター)	(088) 684-4421	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128	(納税証明書の交付、 軽油引取税の免税申 請の受付、障がい者 に対する自動車税の 減免申請受付のみ)
	吉野川支所	納税、納税証明、徴収 課税	(0883) 26-3912 (0883) 26-3922	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1	吉野川市・阿波市
	阿南支所	納税、納税証明、徴収 課税	(0884) 24-4115 (0884) 24-4120	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	阿南市・那賀郡・ 海部郡
美波出張所	納税、納税証明	(0884) 74-7420	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才 天17-1		
美馬支所	納税、納税証明、徴収 課税	(0883) 53-2024 (0883) 53-2022	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神 社下南73	美馬市・三好市・ 美馬郡・三好郡	
三好出張所	納税、納税証明、徴収	(0883) 76-0371	〒778-0002 三好市池田町マチ2415		
自動車税支所	自動車税全般	(088) 641-2323	〒771-1193 徳島市応神町応神産業団地 1-5	県下全域	

◆法人県民税・法人事業税の課税業務についてのお問い合わせ先

	支 所	事 項	電話番号	所 在 地	管 轄 区 域
県 税 局	徳島支所	課税(法人県民税 ・法人事業税)	(088) 626-8843	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	県下全域